

○岩沢座長 それでは「第三国定住に関する有識者会議」の第6回会議を始めさせていただきます。

本日は、UNHCRから、オブザーバーのほか、タイのバンコクで各国の第三国定住を総括的に御担当されています、オリバー・スミス氏が出席されています。

本日の配付資料について、事務局から説明をお願いします。

○中川参事官 それでは、机上参考資料という形でお手元にあるかと思いますが、これが本日の資料でございます。

資料1が、本日の議事次第です。

資料2が、RHQ作成の資料です。

資料3は、第3陣を巡る状況についての資料です。

それから、参考ということで、公明党の難民政策プロジェクトチームから日本政府に対して、受け入れに関する制度についての提言というものが本日参りましたので、それを参考資料としてあります。

それと、先ほど、本日UNHCRからの資料ということでお手元に、キャンプのプロファイル等が載っております資料をいただきましたので、本日、机の上に置かせていただいております。

これらの会議資料は、これまでと同様に会議の卓上用として設置いたしますので、次回以降も、御活用ください。

○岩沢座長 ありがとうございます。

本日の議事次第は資料1のとおりですが、議題に入る前に前回の積み残しが2点ありますので、そちらから行いたいと思います。

まず、太田委員から御質問いただいております、インドシナ難民の定住枠が閣議了解で次々と広がっていった経緯について、事務局からお願いします。

○中川参事官 この点でございますけれども、残念ながら当時の検討資料が見当たりませんので、詳細については不明ではありますが、残っております資料から判断いたしますと、当初は日本への定住希望がそれほど多くなく、さらに定住許可条件が日本社会との血縁関係になるものという形で限定がされていましたが、その後、続々とボートピープルの大量流出が続いたということで、国際会議等で、このインドシナ難民に対する緊急対策を講じる機運が国内外ともに高まってきたということを受けまして、定住許可条件を大幅に緩和するとともに、定住枠も当初の500人から1,000人まで拡大し、その後も引き続き、ボートピープルの流出が止まらないことから、定住枠が順次拡大していったという経過を辿っていったと思われまます。

これぐらいしか分からないのですが、御容赦いただければと思います。

○岩沢座長 御意見・御質問がありましたら、2点目の説明を聞いてからということにさせていただきます。ありがとうございます。

次に、池上委員からRHQに対して御質問がありました、インドシナ難民の適応状況につい

て、RHQから御説明をお願いします。

○RHQ（保坂） 前回、荒川から、定住された方の人数に関する資料につきまして、88%の人が定住して、満足しているという数字が1993年の調査で出ておりますということを説明申し上げました。それで88%ということで、そうすると残りの12%は、ある意味では適応していないということで、池上先生のほうから、なぜ適応していないのか、そういう資料はあるかということで御質問がございました。

この点につきましては、当時、調査に参加した者を含めて調べてみましたが、残念ながら明確な理由は判明しませんでした。

ただ、本日配付されております資料にもありますように、「希望と不安」というところに、「今、困っていること」という問いがありまして、「日本語」、「住まい」、「経済困難」、「離れている家族のこと」等々という回答がございます。こういう不安なり心配事がありますという統計から、恐らく何らかの意味で、こういう事項に関連して、十分適応していないと考えているという答えになったものと思われま。

簡単ですが、以上です。

○岩沢座長 ありがとうございます。

ただいまの内閣官房、RHQからの説明を踏まえて、御意見・御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは「2 議題」に入っていきたいと思います。

まず「（1）三郷市視察を巡る状況について」です。10月10日の三郷市の視察は、皆様お疲れさまでした。

その際、最後に予定していました、第2陣の母親の皆さんとの意見交換につきまして、当日、4名の母親全員が欠席するという事態になりました。この件について内閣官房とRHQから説明したいということですので、よろしくをお願いします。

○中川参事官 まずは委員の皆様方におかれましては、難民の方と直接お話ができるということで楽しみにしておられたにもかかわらず、当日、難民女性4名の方が意見交換に現れないという事態が発生してしまい、御迷惑をおかけしましたことにつきまして、事務局として深くお詫びさせていただきます。

私どもといたしましては、事前に三郷市、RHQ等と当日のスケジュール、それから、意見交換の場所等についての打ち合わせを行いまして、また池上先生からも、難民との意見交換の時間を十分とってほしいという御要望もありましたので、できるだけ時間がとれるよう配慮し、計画をしたつもりではございました。

当日も、難民女性が意見交換の場に現れないということについて、事前に私どもも全く聞いておりませんでした。当日の予定としましては、難民女性の方が事業所から早目に保育園にお子さんを迎えに行き、お子さんと一緒に意見交換会の小学校に来るという予定でお伺いをしていたわけですが、RHQの職員の方が保育園のほうに行ったところ、女性達がお子さんを迎えに来ないということで、そのときに我々としても初めて女性達が現

れないということが分かった次第でございます。

どうしてそういうことになってしまったのかにつきましては、この後、RHQさんのほうから御説明をお伺いすることにしたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、直接、意見交換する場が無くなってしまったという事態が生じてしまったことにつきましては、改めましてお詫び申し上げたいと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、RHQお願いします。

○RHQ（保坂） 委員の方には、せっかく三郷市まで行っていただきながら、女性達と直接意見交換ができなかったということで、RHQとしても非常に残念な事態であったと思いますし、委員の方にはお詫び申し上げたいと思います。

ヒアリングにつきましては、1週間前、3日前、前日の3回にわたり、有識者会議の意義、すなわち、有識者会議とはどういう会議であって、有識者とはどういう方ですということや、時間、場所についても説明を行いました。有識者会議後には、出席しなかった理由を聞き取りましたが、その結果、当日、こちらが依頼した通訳さんが気に入らなかったということで、その通訳さんと4人の女性達との間ではかなり感情的なしこりがあったということが判明しました。

もう一つの理由は、有識者会議によるヒアリングの重要性を、事前に説明を行ったにもかかわらず、余り認識されていなかったということでした。ヒアリングの重要性を改めて説明しましたところ、4人の女性達から、有識者会議に対してお詫びを申し上げたい、という発言がありました。

結果として、非常に御迷惑をかけてしまいました。今後は種々、注意しながら進めていきたいと考えております。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの内閣官房、RHQからの説明を踏まえて、何か御意見・御質問ありませんでしょうか。

○池上委員 池上です。

何度も申し上げているのですがけれども、私、難民の日シンポジウムの第2セッションでコーディネーターを務めて、フロアからいただいた、難民当事者の声を直接聞く機会について、有識者会議としてその機会を持ちたい、視察の折にその機会を持つつもりであるということを公の場で発言をした責任がありますので、今回、女性達と話ができなかったということを非常に重大な問題として受けとめています。

その上で確認したいのですが、カレン語の通訳の方というのは、この前、お越しいただいた方以外にはいらっしやらなかったのかどうか。つまり、そういった感情的なしこりというのが、あの機会に初めてRHQが把握したのかどうか。把握したのだとすればいたし方ないのですが、それ以前に女性達と通訳の方との間の感情的なしこりの所在について何らかの情報をお持ちであれば、なぜ、その通訳の方にお越しいただくという選択を

したのかについて説明をしていただければと思います。

○岩沢座長 RHQからお願いします。

○RHQ（保坂） 当時、RHQが契約しておりました通訳3名の中で、今回依頼した方の日本語能力が最も高かったということが挙げられます。有識者会議は重要な会議ですので、なるべく日本語能力の高い方をお願いするのが適当と判断し、その方を選びました。

4人の女性達は、この通訳の方が余り好きではないということは聞いていました。ただ、拒否するほどに強い感情的なものがあるというのは、後で聞き取りをして判明しました。

なお、通訳が3名しかいないというのは、在日カレン民族コミュニティの中で、通訳として働いていただけるほどの日本語能力をお持ちの方は、なるべく広く情報収集しておりますけれども、残念ながら余り多くいらっしゃいません。

○岩沢座長 大森委員、どうぞ。

○大森委員 雇用主の方には、この時間帯に抜けますということでの許可はとっていらしたのでしょうか。

○RHQ（保坂） 時間的には、仕事を終わってから保育所に行き、子供を会場に連れて来るのに十分間に合うものでした。

○大森委員 それと、通訳者が自分達と合わない人が来るという情報はどこでお知りになったのでしょうか。

○RHQ（保坂） 前日だったと思います。

○大森委員 前日に伝えたときに、拒否反応はなかったのですか。それでも行きますという了解はとっていらしたのでしょうか。

○RHQ（保坂） 通訳の方を好きではないという発言があったと聞いています。

○大森委員 通訳を介してやるときに、通訳者が好きでないときには決していい情報収集はできないと思うのです。それが分かっているながら強行されたという、そこを配慮されなかったという理由は何でございましょうか。

○RHQ（保坂） 通訳としてリテイン契約をしている3名の方の中では日本語能力が最も高いという判断をいたしました。ですから、こういう有識者会議のような席で必要とされる程度の通訳能力という点から考えると、その方が最適であると判断いたしました。

○岩沢座長 有識者会議の意義を含めて3回説明されたということで、それでも有識者会議の重要性を認識していなかったということなのですから、いろいろなコミュニケーションは大変だと思うのですが、3回説明したにもかかわらず有識者会議の意義は伝わらなかったということではよろしいのでしょうか。

○RHQ（保坂） はい。後で聞き取りをしたところ、通訳の方の問題は別としまして、「当日、既に夫達の会社に有識者会議の委員の方が来られた際に、いろいろな要望あるいは生活状況等を、夫から委員の方に説明したので、もう自分達女性が意見交換に行く必要はないと思った。」とか、あるいは「日本政府に対する要望であれば、いろいろなところで既に何回も言っている。」と言っておりました。

あと、当日に子供が病気になった母親が1名おりまして、子供の看病することになったのですが、別の一人の女性も、その子供の看病をすと言って、合わせて2人の女性が子供の看病を理由に意見交換に行かないということになりました。そのうちの1人がリーダー的な女性だったのですが、他の2人は、「あの方が行かないのだったら私も行きません。」ということになり、結局4人とも行かないということになってしまったということです。

後日、非常に重要な会議であったという説明をしたところ、欠席したことについては、それは申し訳ありませんでしたというコメントが出てきたことに照らしますと、おそらく、一般的に考えれば、意見交換の場が、自分達のいろいろな要望を伝えるべき最善の場所であるという理解が十分されていなかったのではないかと、結果論ではありますが、そのように思いました。

ただ、3回説明したと申し上げましたけれども、その度ごとには、「有識者会議の委員の先生にいろいろお話しすると、このプログラムの改善につながるのですよ。」という説明を、お母さんだけでなく、4家族にはしておりました。

○岩沢座長 難民の方の生活相談に応じて下さっている久保さんにもいらしていただいているのですけれども、もし何か御発言があれば。

○RHQ(久保) 通訳が変更されたのは、前日のことでした。それまでは、別の通訳の方を予定しておりましたので、その時はお母さん達も意見交換に行くということでした。ところが、前日の夜になって、通訳が替わったことであるとか、明日の予定など、もう一度確認したところで、「行く」、「行かない」ということになり、そこから、「そんなことを言わないで行ってください。」ということをこちらからも繰り返し伝えました。

○中川参事官 通訳の問題があった時点で、できればこちらのほうに伝えていただきたかったと思いますし、そうすれば何らかの方策もとれたのではないかと思うのですけれども、そのあたりにつきましては、私どもとしても、RHQにも、事態の重さが十分に理解されていなかったのではないかと、非常に残念に思っております。

それと、地域定住支援員との意見交換の際、三郷市の支援ということで、久保さんが毎日というか、ほとんどつきっきりで支援をされているという話を聞きました。久保さんが当日いらっしゃらなかったため、我々も聞けなかったのですが、もう少し、難民の方がどういうふうに思っているのか教えて頂きたかったと思います。実は私が心配しているのは、非常に日本政府に対して不満があって、我々とも会いたくない、そういう気持ちがあるから意見交換に来なかったのか、あるいは本当に、面倒な場と受けとめられているのか、一方で通訳が気に入らないとか、有識者会議の意義が分からないというのは、私達からすると若干理解ができない部分ではあるのです。

久保さんが一番難民と深く関わっていらっしゃるので、もう少し御説明していただいて、女性達がどのような気持ちなのかというのを私のほうからも伺いできればと思います。

○RHQ(久保) 女性達は日頃、いろいろ仕事が大変である、自分達がこれだけ頑張っているけれども、それがなかなか認められない、評価されない、こんなに大変であれば日本に

は来なかった、キャンプに帰りたいということなどを日々の生活の中で申しております。ただ、それを実行に移すまでの気持ちかということ、またそこには少し温度差があると感じます。

学校、保育所、事業所というように、キャンプの中では育児、家事、仕事の3つとも自分ではしてこなかったという女性の中に2名いますが、その女性にとっては、それらをいっぺんにしなければいけない現状は非常に大変であるということです。来日して1年が経ちましたが、すべてが初めての経験であり、その経験の積み重ねが適応していく、定住していくこととこちらも理解し、女性達の愚痴と申しますか、不満というものに共感を示しつつ、ただ、それにはこういった意味があるなど、指導という言葉は余り適切ではないと思うのですが、本人達の気持ちを尊重しながら、正しい選択をしていけるようにということによって日々伝えております。

○岩沢座長 石井委員、どうぞ。

○石井委員 この問題自体もすごく、池上先生がおっしゃるとおり、難民の声をどうやって直接、本当に本音を聞けるのかというのはすごく難しいお話だと思うので、ぜひ直接聞ける機会というものは、また、この後の議論でも若干、もっと第1陣、第2陣の人の声を聞いた方がいいのではないかという政府のほうの御意見もあるみたいですので、そこでとは思いますが、今、これよりはこの後の議題の重大さで、私としてはまた別の機会を考えられないかという御提案にとどめたいと思うのですけれども、ぜひ直接の対話をできたらと思っています。本当にこの後の中でも、結局、同じようなことだと思うのですが、何が問題で第3陣ということとか、今後どうしたらということに直結する問題だと思いますので、ぜひ、そちらでと思います。

ありがとうございます。

○根本オブザーバー 根本です。

今、中川さんのほうから、通訳が替わったことで女性達が非常に不満を抱いたことがいま一つ分かりにくいとおっしゃった発言に関して、私の経験を1つだけ申しますと、東京地方裁判所などでビルマ語の法廷通訳を十数年務めてきました。そのときに比較的よくあるパターンは、警察や検察の段階でしゃべったことを裁判の場で、被告の言い分として、警察や検察の段階の通訳が正確に自分の言うことを通訳してくれなかったということとともに、それ以上の理由として、説教をするタイプの通訳がいる。それが自分の思いやプライドを傷つけて、結局諦めて、警察や検察のまとめるシナリオで自白をしたということを行った、そういう事例が思い出されるだけでも3つか4つあるのです。

したがって、通訳というのは非常に、面談を受ける、質問を受ける人間にとっては大事な役割で、私は1つ、RHQの方にお聞きしたいのは、前日に通訳を替えざるを得なかったという、そのいきさつは何なのか。日本語が一番上手だから、この方を選んだとおっしゃったのですけれども、前日になってこの方になったというあたりの経緯をもう少し聞きたいのですけれども、いかがでしょうか。

○岩沢座長 RHQ、お願いします。

○RHQ（保坂） 最初お願いしようとした通訳の方は、難民の方が5、6行話されて、1行ぐらい訳す程度のレベルでしたので、この方では意見交換会の通訳は困難と判断し、改めて調整を始めました。このときが、意見交換会の1週間ぐらい前で、最終的に今回の通訳の方に確定し4家族の方に連絡したのが、前日になったということでございます。

○岩沢座長 三郷市の視察をめぐる件はよろしいでしょうか。

それでは、次に議題の「(2) 第三国定住難民第3陣を巡る状況について」に入ります。

この第6回会議は、当初は難民・難民支援団体からのヒアリングを予定していたのですが、本年9月25日、内閣官房から第3陣全員が辞退したということが発表されまして、今年度の受け入れがゼロになってしまったわけです。これは大変残念なことで、この件について関係機関も原因分析をするということですが、我々、有識者会議の委員の中からも、これについて早急に議論すべきではないかという議論が出されまして、そこで事務局とも相談しまして、第3陣を巡る状況についてを今回の議題とさせていただいた次第でございます。そこでまず、これについて関係機関から報告をいただいた後、意見交換に入りたいと思います。

最初に、内閣官房からよろしくをお願いします。

○中川参事官 それでは、この議題に関しまして、説明をさせていただきたいと思います。

まず、今回の第3陣の選考につきましては、御案内のとおり、8月末に3家族16名の受け入れということを決定いたしました。そして9月から、この3家族ともキャンプを出まして、出国前研修を受けていたわけですが、最終的に9月下旬に3家族とも辞退をしたいということになりました。

そこで、私どものほうで出国前研修を担当していただいておりますIOMさん、それから、UNHCRさん等から情報をいただきまして、その出国前研修の間にどのようなことが起こったのかということを確認いたしました。簡単に御説明いたします。

まず、ヌポ・キャンプ出身の2家族ですが、親戚関係にございます。この2家族が、キャンプを出て、出国前研修を行います、メソット市にあるプロセッシングセンターに到着した翌日に、キャンプに残った御両親から、「キャンプに戻ってほしい。」旨の電話が入ったということです。そして、その翌日には、それぞれ来日を辞退したい、希望しないという意見表明がありました。

この2家族につきましては、実は6月に我々政府が面接をした際には、当然キャンプの中に御両親が残るということについて確認をしております。その際には、御両親は納得されているという話とともに、我々のほうは家庭訪問のような形でキャンプにいるお母さんにもお会いをしております。そこで子供達が日本に定住、日本に行くことについてはどう思っているのかということをお伺いしたところ、それについては反対しないということをお伺いしたので、特段、御両親については納得をされていると理解をしていたわけですが、それについて、どうもそうではなかったということで、

出国前研修が始まると同時に、すぐにキャンプに戻りたいということで、研修にも出席が芳しくない状況が続きました。

UNHCRさんのほうで何度もカウンセリングをしていただいて、第三国定住を薦めていただいたりしたわけですが、最終的に、この2家族についての意志が固く、キャンプに戻りたいということで、キャンプに戻ったわけです。

キャンプに戻った後、もう一度、キャンプの難民自治組織のリーダーの方にも入っていただき、家族会議等を開いていただいたわけですが、最終的に辞退の意思は変わらないということで、正式に辞退となりました。その辞退理由といたしましては、キャンプにいる母親が来日を反対しているためということが我々政府のほうにも書面として提出をされております。

続いて、ウンピナム・キャンプ出身の1家族のほうですが、この家族も、ヌポの2家族が来日を辞退したいということを知り、とりわけお母さんが、ヌポの2家族が辞退するなら自分達も辞退したいということを知り、お父さん、お子さん達は来日を希望されていたわけですが、そこが意思の疎通、意見が合わなくなってきました。

さらにお父さんのほうからは、来日後は都市部に住みたい、究極的には第2陣のそばに住みたい、あるいは日本政府が、自分達の希望どおりの場所に住めることを確約する書面を出してほしいというもろもろの要望を出したいのだという話が我々のほうにも届いております。

最終的には、どうも、お母さんのほうの来日を辞退するという意志が固かったということなのですが、その決定をする過程の中で、日本にいる来日家族とも話がしたいという希望がUNHCRのほうに届きまして、その第2陣の難民と電話で話をされました。電話の中で、日本での生活ぶりについて話を聞かれたところ、日本での生活は、よいこともあれば大変なこともあるという印象になったということのようでした。また、ノルウェーにいる知り合いの難民の方ともお話をしたということですが、ここでも同じような情報もたらされたようです。

このような情報も直接受けたということで、最終的にこの家族も来日を辞退することになりまして、辞退理由としましては、来日する唯一の家族にはなりたくないためということで、キャンプに戻ったという結果になっております。

それぞれの家族の辞退理由は以上のとおりでございまして、我々として、それ以外に何か理由があるのかということについては、それ以外の理由については思い当たらない、特段のものは聞かれてこないという状況でございまして。

以上の経過が辞退に至った経過ということになるわけですが、このゼロになった原因として、我々として考えられるものとしては、6月に行った面接調査やキャンプでの家庭訪問のときには、今回の辞退を予見できるような事情は、先ほど申し上げたとおり、確認はできず、辞退の予見は我々としてはできなかったということです。

また、そもそも第3陣の選考において、十分な受け入れ候補者が確保できなかったとい



うことについては、これからUNHCRさんのほうの御報告もお伺いしますけれども、現状の受け入れ基準が候補者の確保の支障となっているということがあるために、希望者がもともと少ないということです。

それから、第3陣は、第1陣、第2陣と比べて、健康診断によって受け入れが不可となった家族が若干、数が多かったということも最終的に候補者が確保できなかった一因と考えております。

他方、UNHCRさんのほうからは、今回の第3陣ゼロの事態を受けまして、中川元内閣府特命担当大臣に対しまして、現行どおりの受け入れ条件では第4陣についてもゼロになるおそれが極めて高いということで、受け入れ条件の緩和に関する提案がなされました。この提案内容につきましては、本日おいでいただいております、スミス氏から後で説明をいただくということで、そこに譲ることといたしますが、大きく分けますと、家族概念の拡大、対象地域の拡大、対象民族の拡大、その他改善点と、4点ございます。

そこで、このUNHCRからの提案を受けまして、まずは関係省庁に対しまして、これらについての意見照会を行い、それらを取りまとめたものが「選考基準の見直し」という資料でございます。

この「事務局意見」というものは、現時点でのUNHCRさんからの情報を前提に、まずは事務レベルでの意見を持ち寄ったものでございまして、これが各省の最終判断というものではございませんが、本日、有識者の先生方に議論をしていただく際に、このような意見がある、あるいは見方があるということをご参考にしていただきたいと思いますと思ひまして、御用意をさせていただいたものです。

この「UNHCR提案」については、後で御説明いただくことにしまして「事務局意見」のほうを御覧いただければと思います。

まず、1枚目の「1 家族概念の拡大」に関するものにつきましては、事務局の中には、インドシナ難民と同様に、本人自身に自活能力があるか、または家族単位での相互扶助が可能であることを前提として、一定の親族の同行や単身者の受け入れについて、基本的に受け入れ方向で検討可能という意見もありますけれども、その下のほうにありますように、生活保護受給を初めとして、地方自治体に負担が生じるリスクが増大する可能性があるということで、受け入れは難しいという意見もございます。

次の「2 対象地域の拡大」の(1)、タイの国内キャンプのほうの拡大でございます。

これにつきましても、前向きな検討を行っていいのではないかという意見がある一方で、このキャンプ拡大によって見込まれる効果等、UNHCR提案の妥当性、信頼性を根拠づける具体的な調査をする必要があるのではないか、あるいは9カ所の難民キャンプから、それぞれ少数を受け入れるというのは、予算上なかなか難しいという意見もございます。

続きまして、マレーシアの都市型難民への拡大への提案につきましても、先ほどのタイの国内キャンプの拡大と同様の意見に加えて、マレーシア都市型難民については、これまでに十分な情報を得ておらず、今後十分に検討する必要がある。あるいは同時2カ国の実

施は現行予算上困難ではないかという意見も出されております。

そして「3 対象民族の拡大～カレン民族以外の受入れ」ですけれども、これにつきましても前向きな検討を行ってよいという意見がある一方で、同じくUNHCRの提案についての調査が必要であるとか、複数の民族を受け入れた場合の問題点について分析・調査をしたほうがよいという意見が出されております。

最後に「4 その他改善策」ということで、UNHCRさんからは、広報活動、地域定住のあり方等々についての改善意見をいただいたものにつきまして、我々、日本政府として、まず調査・検証を優先すべきではないかということ、拡大をすれば日本行き希望者が増えるということについての具体的な根拠があるのだろうかということについて、若干疑問視をしている意見が出されております。

内閣官房からの説明は以上でございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、UNHCRのスミスさんから御説明をお願いしたいと思います。

○UNHCR（スミス） 有識者会合の席にお招きいただきまして、ありがとうございます。

時間が限られているのは承知の上なのですが、本題の私どものほうからのレコメンデーションに入らせていただく前に、バンコク事務所を代表しまして、皆様にこれまで、今の時点で第三国定住事業の実施に関連して達成された、その達成について敬意を表したいと思います。日本がアジアで最初の第三国定住事業の実施国になったというのは歴史的な意味があると思います。

その第三国定住をしてきた9家族46人は、日本で少しずつ定住に向けて成功しつつあるということを知っています。18人の成人のうち、17人の成人の方がお仕事をされていて、お子さん達は全て学校に行かれています。そして、よい成績をおさめられ、日本語も非常に上達をしている。中には三重のアクセントでお話をされるまで、そのレベルが上がっているお子さんもおられるということを知っています。

皆様、多大な努力をされてきているわけですが、その中で私どもも35家族163名の難民を日本に推薦させていただきました。

法務省の皆様は、候補者の難民にインタビューされまして、そして、法務省、外務省の皆様、政府の皆様はキャンプ内におけるインフォメーション・キャンペーンについても御参加をいただきました。IOMさんは政府のミッションのファシリテーションもされてこられましたし、出国前研修についても実施をされたということで承知しております。政府の皆様、IOM、RHQ、そして、その他の関連パートナーの皆様の御尽力に深く感謝を申し上げます。

ここで申し上げたいのは、タイにいるミャンマー難民の中で第三国定住を必要としている者はまだいるということをごここで再度確認させていただきたいと思います。今年に入っておりますけれども、5,000人のミャンマーからの難民の方が第三国定住の目的で出国されています。そして、私どもUNHCRにとって、第三国定住先、受け入れ先、受け入れ国のダイバー

シティーを少しでも確保しておくというのは優先順位の高い事項であります。

私どもは皆様と共通のビジョン、そして、興味というものを共有していると思います。それは、この第三国定住事業を成功させたいということです。もちろん、この部屋でお話を伺っていて、今年難民の方が日本に来なかったことを残念に皆さんが思われているということは感じられますし、お話を伺って、それがよく伝わってきます。その残念な気持ちというのは私どもUNHCRのほうでも共有させていただいております。特に現場のメソット市の事務所で勤務をしている職員は、日本に難民の推薦者リストを提出する目的でこれまで大変な努力をしてきました。インタビューを行い、カウンセリングをして、提出までこぎつけたわけです。

しかしながら、申請の取り下げというのは一般的なことですし、それはどこの受け入れ国に対しても起こり得ることです。彼・彼女ら難民の判断、もしくは意思決定というものをコントロールできませんし、コントロールすべきではないと思います。ある意味で、人間として自然発生的に判断をしてきたというところだと思います。しかしながら、私どものほうで何とか、その判断に対して影響力を持とうとしました。それらの努力というのは、私どもが他の第三国受け入れ国に対して行うそれよりもずっと大きな努力でした。

それでは、ここで私どものほうで御説明したいと考えているレコメンデーションと、それから、第三国定住事業の今後についてお話しさせていただきたいと思います。

まず、私どものほうで提出させていただいた難民、インタビューさせていただいて、判断をしていただいた難民の方達の数に関してですが、ここで申し上げたいのは、私どものほうで十分な数の難民の人達を照会させていただいており、また、政府のほうでもそれらの方達を対象に、90人の難民の人達が許可されたわけですけれども、私どものほうで照会させていただいて、日本政府にはインタビューをしていただきました。

これまで聞かれてきたコメントの中に、対象キャンプを2つ増やしたけれども、にもかかわらず難民の数が少なかったというコメントがありましたが、しかしながら、ここで申し上げたいのは、私どものほうでは十分な数の難民を特定しまして、インタビューをしていただき、選考をしていただいた経緯があるわけです。

第4陣のリスト作成の目的で、私どものほうでは、現在の選考基準をもとに難民の特定のための活動を始めてきたわけですが、その中で3家族が特定されましたけれども、全ての3家族は申請する意思を取り下げました。そのうちの1家族は、アメリカに行くことを決めました。2つ目の家族は、てんかんをお持ちであるということが分かりました。3つ目の家族は、高齢の母と一緒にキャンプに残ることを希望しました。これらの理由からも見えてくるように、私どものほうではより弾力的な選考基準を設けることをお勧めしておりますし、その他のキャンプについても対象としていただくことをお勧めしております。

そういう理由で、私どもはこれらのレコメンデーションをさせていただいているわけですが、その優先順位の中で、一番重要度が高いものとしては、全ての民族の人達を対象にするということ。2つ目の優先順位としては、家族の定義をもう少し広げていただく。第

一の優先順位と同じように重要ですけれども、タイにあります全てのキャンプを対象としていただくということ。また、先ほどの2つと同じように重要なのですが、インフォメーション・キャンペーンに既にこれまで日本に第三国定住をした難民の人達を連れて行き、彼ら・彼女らに自分達の体験について話してもらい、私達が「カム・アンド・トーク」と呼んでいるセッションですけれども、そして、もう一つの点として挙げさせていただいておりますのが、マレーシアにおられる難民の方を対象とするという協議が始まるべきではないかと考えています。

この「選考基準の見直し」の紙を頂戴しまして、私どものレコメンデーションに対する反対意見というものを伺っています。もしお時間があれば、ここで挙げられている反対意見に対して一つ一つコメントをさせていただくべきだと思います、と申しますのも、これらの意見は非常に重要性が高いと思いますし、これまでも各方面で取り上げられてきた問題も含まれているからです。できることなら十分説明をさせていただく必要があると思います。

ここでもう一つ申し上げたいのが、関係者の皆様からいただくご質問の中で、「それでは、選考基準を緩めたらどれぐらいの難民の人達が集まるのか。」というご質問を頻繁にいただきます。たとえば、キャンプの中で既にどれだけの人が第三国定住の手續に乗っているかという点ですが、難民として登録され、キャンプの中におられる難民の方の合計が約8万5,000人で、そのうち4万3,850人が現在全く第三国定住の手續に乗っていない方の数です。

とはいえ、この4万3,850人の難民の方々が日本の第三国定住の対象にならないかというと、そういうことはありません。その一つの例として、第1陣で日本にお見えになった難民の方の中には、過去にアメリカに第三国定住申請をして、その申請の取り下げをした者が含まれていました。しかしながら、一般的に私どものほうで対象者を考えさせていただくときに、この4万3,850の方を対象と考えています。

次に、私どものほうで、キャンプの中で実施させていただいた調査ですとか、聞き取りの結果をもとに、その4万3,850人の難民の将来の展望がどういうものであるかを見てみますと、対象者の約10%が既にキャンプの中にいないということが見えてきました。調査対象のうち、約30%の方達は第三国定住をする意思が全くないということも見えてきました。そのほかの方達としては、約20%の方達が第三国定住できない、例えば登録されていない家族がいる等の理由で第三国定住できない方達がおられるということも見えてきました。それらの方を除くと、1万7,540人の難民の方が残ることになります。

今、ここで私が皆様に御説明させていただきたいのは、キャンプの中にいる難民全体の数としては大きいかもしれませんが、このような形で条件付けをしていくと、そこに残る数というのは、条件をかけて、その後に残る数はそれほど多くないということです。選考基準が厳しければ厳しいほど、選考するときの基準をどう解釈していくのかというのは、厳格であれば厳格であるほど、対象者の数というのは少なくなり得ると思います。

現在の選考基準に従って、大体、条件を満たしているであろうと思われるキャンプの人口は、2,565世帯、1万4,542人の方々です。これらの方が第三国定住の手續にこれまで乗ってきた経緯がなく、これらの方々が18歳から49歳の間の年齢枠に収まり、また、結婚をしている方達です。現在の選考基準では、45歳、49歳ぐらいの方というのはちょっと年が行き過ぎているという見方もできるかもしれません。

この中で、家族の大きさ、人数が2人から6人ぐらいまでの家族のサイズということで条件を付けると、この数が1,705世帯、7,987人の難民まで小さくなります。現在の選考基準では、核家族の方以外がその世帯に同居している、一緒に生活をしている場合、対象となりませんので、その数がより小さくなるわけですが、そのうち894人の難民の方が家長の方と生物学的な繋がりのない共同生活者ということになります。

この数の中で、2,208名の難民の方が何らかの特別なニーズを持っている方達です。例えば身障者の方ですとか、医療上のニーズのある方達です。もちろん、こういった条件にかけても何千人という難民の方達がまだ対象としては残っているわけですが、こういった中で、年老いた母親を連れて行けない、兄弟を連れて行けない、医療上のニーズがある、軽易な身障者、お体の問題がある方、そういった条件付けをしていくと、もっとその数というのは小さくなり得るわけです。

UNHCRは、日本にお見えになる難民の方達が自立をしていくことができなくてはいけない、社会の負担になってはいけないという前提があるということは十分理解しております。しかしながら、選考基準を広くするということが直接的に、そういったニーズがある方達が日本にやってくるということに直結しているとは思えません。ここで必要とされているのは、そういった方達が対象として考慮される機会が与えられるということが重要なのではないかと考えています。

最後に、どれだけ緊急に選考基準緩和の判断をしていただく必要があるのかという点について述べさせていただきます。すなわち、どれだけの時間が、私どものほうの書類作成ですとか、それから、インフォメーション・キャンペーン、インタビュー、書類作成にかかるのかということです。

今、6月に選考ミッションがお見えになるという想定になっていますけれども、これは本当に押して、この日程だと思いますが、もっと短期間で全てのプロセスを終えられるほうがいいと思いますし、また、意思決定を少しでも早くしていただくというのは重要だと思います。

ちょっとお時間を長くいただいてしまいまして、申し訳ございません。もし御質問等があればお答えしたいと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

今、私が英語でスミスさんに質問したのは、次のようなことです。

スミスさんは、基準の見直しについて、「ミャンマーのすべての民族集団を対象にする」という提案をまず真っ先に挙げられた。

それから、第2番目として「家族の概念の拡大」に関する提案を挙げられて、それと同じぐらい大事だとして、つまり第2がもう一つあるということだと思うのですが、「タイ国境地帯のすべての難民キャンプを対象にする」というのを挙げられて、それから「広報活動」として、現在日本に暮らしている難民をキャンプに派遣するというのも同じぐらい大事だ、つまり、2番目が3つある、と私は理解しました。

それから3番目、つまり、それより少し下のランクの提案として、マレーシアを選考の対象に含めることを、少なくとも検討し始めるべきだと説明されたと思います。

その点を確認させていただいたところ、そのとおりであるという御回答でした。

スミスさん、どうぞ。

○UNHCR（スミス） 対象としていただく民族、家族の定義、そして、全てのキャンプを対象にする、この3つの基準というのは全て、同時期に1つのパッケージとして御検討いただく必要があると思います。

○岩沢座長 私が先走って質問してしまいましたが、既に内閣官房からも説明がありまして、その3つの説明全部に関して、まず質問をお受けさせていただいて、それから議題にあります意見交換に入っていきたいと思います。

では、内閣官房及びUNHCRのいずれに対する御質問でも結構です。いかがでしょうか。

○池上委員 池上です。

スミスさんとは5月にバンコクでお会いして、大変お世話になりました。ありがとうございます。まず、そのことをお礼申し上げます。

私は今のスミスさんの御提案のうち、「タイ国境地帯のすべての難民キャンプを対象にする」について、UNHCR側の対応が物理的に可能なかどうかということをお聞きしたいと思います。

可能かどうかというのは、先ほど示されたスケジュール案との兼ね合いで、9つの南北に散らばる、しかも山岳地帯のキャンプを全て同じようなレベルでインフォメーション・キャンペーンを行うということが現在のUNHCRタイの人的リソースの中で対応が可能なかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○UNHCR（スミス） 対応可能だと思います。と申しますのも、これらのキャンプの近隣にはそれぞれ私どもの事務所がございまして、それらの事務所には第三国定住の担当者が勤務をしております。ですので、私どもは毎月、これら全てのキャンプから第三国定住の目的で難民のリストを提出しているわけです。もちろん、時間的な制約ですとか、エネルギーがあるかどうかという意味では、私どもにとっても課題ではございますけれども、十分対応させていただけると思います。

○池上委員 結構です。

○岩沢座長 先ほど申し上げましたように、意見交換は後でさせていただきたいと思いますので、今は3つの報告に対する質問をお願いいたします。

○石井委員 石井です。

スミスさん、ありがとうございます。あと、皆さんもありがとうございます。

これはUNHCRさんだけではないのかもしれないのですが、特にいろいろ「事務局意見」というところの中に、キャンプ地拡大を実施したにもかかわらず云々というところで、現状において十分な調査・検証がされていない状況だという認識だということだと思っておりますけれども、不十分ということであれば、他何ができるのか、どういうところがはっきりすればいいのかということ。

それと、私の意見としては、私もいろいろな難民キャンプに長くいたので、ここは行ったことがないので分からないのですが、つまり難民の方の意見という、先ほどの話にも関連しますけれども、聞く人によって意見が変わることは十分にあることで、個人的には第三者的なそういう調査を、どこかではやったほうがいいのではないかと。そうしないと、本当の意味でこれが確かなものだということが分からないような気がずっとしているのです。第3陣がゼロになったときからずっとそういうことを感じていまして、そういうことをしたら何らかの意味があるとお考えか。

タイムリミットの問題はちょっと置いておいて意見をお聞きしたいと思います。

政府のほうには、なぜ、どこが足りないかということをお聞きしたくて、スミスさんには、先ほど反論したいところはたくさんあるとおっしゃっていたのも含めて、ぜひ、ちゃんとやっているということだったらそういうふうにお話ししたいと思っています。

○中川参事官 今年の3月にキャンプの拡大について決定をいたしました。その前提としては、最初に始まったメーラのキャンプ、これだけでは候補者が集まらない、2キャンプを拡大してはどうかというUNHCRさんからの提案を受けて、我々政府内で検討し、キャンプを拡大すれば候補者が増えると我々としては聞いていたということで、キャンプ拡大が候補者を集めるための方策として有益だろうということで広げたわけですが、それについて、結果として、先ほどUNHCRさんとしては、我々は候補者を出したとおっしゃるのですが、そもそも、いただいたときには、2つのキャンプ合わせて5家族の推薦しかいただけなかったというのをございますので、そういう意味で、十分な広報活動が本当に行われているのかについて若干疑問があるということ。

それから、今年キャンプの拡大をしたばかりにもかかわらず結局ゼロになったということを受けて、今度は全部のキャンプに拡大してはどうか。あるいは当初、この家族、核家族にしたということも含めて、我々としては30人という数を選考するためにそういうターゲットを絞ったわけですが、それらを含めて、最初に始めるに当たってもUNHCRさんとは十分に協議をさせていただいて、そういう選考要件等を決めさせていただいているところもあるわけですので、なぜ、それが急にこれだけ、ある意味では全て拡大するという提案に至るのかということが若干納得できないということをおっしゃる御意見があったということです。それでは、具体的にどういう調査ができるのかということについても、我々も議論はしているのですが、なかなか、UNHCRさんの協力なしにどこまでできるのかということも含めて、難しい部分もあるということは十分、承知をしております。

現状では、そういう議論の状況です。

○岩沢座長 ありがとうございます。スミスさんどうでしょうか。

○UNHCR (スミス) 御質問は、第三者によるアセスメントが可能なのか、もしくはそれが有効なのかということだったと思いますけれども、それはもちろん、可能だと思います。また、ぜひやっていただきたいと思います。そういった調査は、日本の事業だけにフォーカスをして、何が有効なのか、何が有効ではないのかというところを見ていただければと思いますので、そういった意味では、ぜひ、行っていただくことに意味はあると思います。ただ、関連性を持たせるという意味では、すぐにも行っていただく必要はあると思います。

しかしながら、私個人的には、そういったことを行っていただいても、私どもが今回申し上げておりますレコメンデーションと内容は変わらないと思います。そのような現地調査でおそらく聞こえてくるのは、私どもUNHCRだけではなくて、タイで働いている全ての関係者が共有している将来の展望だと思います。2009年にも事業を始めたときに、小さな事業を始めるという意味で、様々な課題に直面するということが、当時からそうなるであろうということは感じておりました。そういった事業を実施するにあたって、ぜひ第三国定住をしたいという方、もしくは第三国定住の選考基準に該当する方を見付けるということが簡単なことではないということも認識はしていました。

○岩沢座長 そろそろよろしいでしょうか。意見交換に入りたいと思います。議題でいきますとその次になります。今回、受け入れの候補者がゼロになった理由、その原因、それから、今後の改善等について、関係機関から検討状況などを伺ったわけですが、それを踏まえて、我々有識者会議委員としても、今回の事態をどのように考えるべきか、それから、UNHCRから提案された改善案等も含めて、どういう方策が考えられるかについて、これから意見交換をしたいと思います。

どうぞ。

○山田委員 今、これから、この30分でやろうということですか。

○岩沢座長 全部結論を出せるわけではないのですが。

○山田委員 これ1回だけで、30分でできる話ではないと思います。

○中川参事官 それは十分承知をしております。

○山田委員 要するに、いい、悪い、の話をするのか、それだけで済ませてしまうのか。もっと深い話をするのだったら、もっと時間がないと思うのです。

もう一つ、座長に、あるいは中川さんにお聞きしたいのは、この第3陣はゼロになった。それで、第4陣のことはどうするかということなのだと思いますけれども、この有識者会議で決めて、それが反映していくのですか。それとも、難民対策連絡調整会議でこの話はもうしているのですか。その中でこれをどうしようとかという話にはなっているのですか。どちらを優先させているのですか。

○岩沢座長 第4陣の受け入れ要件の変更というのは、もちろん、ここで全て決定できるわけではなくて、閣議了解、それから、難民対策連絡調整会議の決定の変更が必要になる



ものもあります。ここではとりあえず、こういう事態を踏まえて、委員の中で、限られた時間ですけれども、意見交換をさせていただきたいと考えた次第です。先ほど事務局の説明にもありましたように、事務局の中でも積極的な意見があれば消極的な意見もあるということですので、委員及び、可能ならば事務局のほうも今回は意見に参加していくような形で、限られた時間の中で意見交換を行いたい。決して、今日結論を出すわけではありませんし、我々で結論が出せるわけでもない。とりあえずの意見交換ということでありまして、それを踏まえて、後日、改めて各委員から書面で意見をいただきたいと思いますと考えております。

私の御提案としましては、資料3の「選考基準の見直し」というペーパーに沿って、4つほど大きくテーマが分かれていますので、それについて各委員から御意見をいただいて、それを踏まえて、じっくり御検討いただいて、後に各委員から書面で事務局に御意見を提出していただきたいと思いますと考えている次第です。そのような手続で進めさせてよろしいでしょうか。

大森委員、どうぞ。

○大森委員 やはり、これは予定外の、想定外のことが起きたわけですから、臨時にでも、また別途、みんなが集まって、もっといろいろな意見を直接言葉で、書面だけではなくて、話し合いをして検討してもいいのではないかなと思っております。

ただ、私達の意見を聞かせて下さいというだけなら書面でもいいのかもしれませんが、お互いに話し合っ、揉んでいく中で出てくる考え方というものもあるかと思うので、そういう会を持つことが可能なかというところなのです。

○岩沢座長 スケジュールで言うと、12月には基準を見直さなければいけないですね。

○中川参事官 この有識者会議は、11月は今回限りですけれども、12月はあと2回予定をしております、12月5日のほうは今のところ、条約難民の方とかのヒアリングも予定はしております。あと、もう一回も予定をしておりますので、2回を、全部は無理にしても、その一部を今回の議題の続きということでお時間をとることは可能だと思っております。

確かに、今日の意見交換の後、すぐに書面というのが難しいというのはよく分かるのですけれども、ただ、御意見を踏まえて、さらに議論を深めていただく前提として、現時点での意見交換を踏まえて、それぞれのお考えをもしお出しただけなのであればお出しただいて、さらにそれを踏まえた意見交換というものもまた有意義ではないかと思っております。

○岩沢座長 時間がないので、とりあえず委員の方の御意見を中心に、御意見を伺っていきたく思うのですが、よろしいでしょうか。資料3になりますが「選考基準の見直し」です。

まず「1 家族概念の拡大」ですけれども、御意見がある方はお願いしたいと思います。

○太田委員 そもそも、難民対策連絡調整会議の中でこういう基準を設けたときの考え方というものがあると思うのです。それを踏まえた上で議論をしたほうがよろしいと思うの

です。

○岩沢座長 先ほどのキャンプ地を拡大したことについての検証ですね。それがなされていない状況で新たに基準を見直すのかという疑問があるのかもしれませんが。

どうぞ。

○IOM（橋本） すみません、座長、お時間の関係で、今、申し上げておいたほうが効率的に議論ができるかなという情報が1つあるので、よろしいですか。

○岩沢座長 それでは、橋本オブザーバーをお願いします。

○IOM（橋本） 現場で諸々対応させていただいているIOMでございます。

率直に申し上げて、外務省の方からは来年度、要するに第4陣、平成25年度の予算についてはシーリングがもう決まっている、と伺っております。それで、私どもIOMにまた御依頼をいただくと理解をしておりますけれども、追加的な予算措置がなく可能なのは「1家族概念の拡大」だけです。対象地域の拡大、マレーシアも当然ですけれども、それから、他の民族、特にカレン民族以外でカレン語を話さない方々も対象にということであると、かなりの予算的な措置がないとできません。予算先にありきではないということは承知しておりますが、日本の予算制度は、皆様もよく御存じのとおり、前年度の夏頃には実質的に決まりますので、IOMとしても予算措置がなされていない活動は行えません。そこはもしよければ常に頭の片隅に置いておいていただければと思います。

ありがとうございます。

○岩沢座長 では、山田委員どうぞ。

○山田委員 この事業の1年間の、いわゆる第1陣とか第2陣で、予算というのは総額で、全体でどのぐらいになっているのですか。

○外務省 外務省の関係で言うと、これは実は私ども外務省と、日本語教育のほうは文化庁、それから、就労支援のほうは厚生労働省と分かれるのですけれども、我々が一番大きな予算を持っていて、それは、今、IOMがおっしゃったように、受入れ候補者が決まると、キャンプでの出国前研修というのがありますので、その費用や、さらに日本までの渡航費用などが、IOMとの関係で出てくる費用です。

○山田委員 トータルで言うと幾らですか。

○外務省 トータルで言うと、国内での定住支援は9,000万円弱くらい、IOMの関係が別途約2,000万円弱（1ドル＝100円換算の場合）くらいで、合わせて約1億1,000万円弱くらいです。

○山田委員 それでは、全体では幾らなのですか。

○文化庁 文化庁は約2,000万円とお考えいただければと思います。

○厚生労働省 厚生労働省は難民に対する就労支援全体で約2,800万円です。

○法務省 法務省は、現地面接調査をするだけでございますので、大体400万円ではないかと思えます。

○中川参事官 承知しました。

今、ざっと計算しますと、1億6,200万円ぐらいでございます。

○山田委員 今年ゼロになると、予算というのはどうなるのですか。

○外務省 使わない部分は国庫に返納することになります。

○大森委員 その1億6,200万円というのは、日本に来た後のケアも必要なわけですが、それも全部含めてということでしょうか。

○外務省 そうです。

○IOM（橋本） すみません、語弊があったかもしれないのですが、UNHCRさんの御提案に反対とかそういうことではないのです。ただ、IOMとしてできるか、できないかということだけです。

○外務省 今、橋本さんがおっしゃったこととの関係では、まさに第4陣ということになりますと来年度予算で手当するわけです。来年度予算というのはまさに、今、予算概算要求のプロセスにあるわけです。そういう意味で、シーリングという話もありましたけれども、要するに、もう既に財務省に予算概算要求をしていて、普通であれば12月ぐらいに予算の原案ができるわけです。したがって、今から要求を変えて、それでは、2倍の予算を要求するということは現在の予算概算要求のプロセスでは想定されていないという趣旨でございます。

○山田委員 ただ、外務省が一番お金をもらっているということですね。

○外務省 はい。要求しています。

○岩沢座長 先ほどの太田委員の質問は。

○中川参事官 本日そういう御質問が来るということは予測しておりました、過去の、これは平成20年の閣議了解及び難民調整会議決定で当初の受け入れについての方針が決まっております。

ここに決まるに至った経過は、結局のところ、この難民対策連絡調整会議の、我々のような幹事会クラスですと中身を詰めていく作業をしていったわけですがけれども、私が残っている資料の中で調べた範囲で、今、お答えいたします。もし間違っていたり、追加のものがあれば、各省さんのほうからも御説明をしていただければと思います。

平成20年の春ごろから実際に、具体的な受け入れ難民の法的地位でありますとか、対象範囲、待遇等について担当省庁が意見を出してきて、それについて検討しながら詰めていく、こういう作業をしていたわけですがけれども、まず受け入れ対象者、人数、それから、定住支援というあたりにつきましては、資料から見る限りは外務省さんのほうから提示がございまして、タイのメーラ・キャンプで生活しているミャンマー難民を30人、それも家族単位での受け入れでどうだろうかという提案がされています。

なぜメーラ・キャンプなのかという点につきましては、メーラ・キャンプが9つの難民キャンプのうちで最大である。そして、第三国定住の受け入れが最も盛んで、受け入れ実施国からの情報が得られやすいのではないかと。なぜカレン民族かということ、キャンプの大半がカレン族で、農業を生業としていて、日本の文化・習慣に馴染みやすい。家族単位と

いう点につきましては、家族のほうが単身者に比較すると日本社会への不安も解消されやすく、生活習慣や文化にも慣れているということ。そして、情報としてメーラ・キャンプには日本を希望している、日本への再定住に関心を示している者がいる模様であるという理由から、今のような受け入れの大枠の提示がされております。

一方、法務省さんのほうからは受け入れ条件の、細かい話になりますけれども、それについて、若干いろいろと変遷はあるようですが、最終的に今の告示、今の閣議了解の基になっている案というものが提示をされて、それが了解をされたということになっておまして、当初から家族単位というところはかなり、最初の段階から出ていたようでございますので、家族単位を前提にした定住支援というものをプログラム化していった、そういう経過があるかと思えます。

ざっくりとした言い方ですけれども、よろしいですか。

○太田委員 といいますか、そういった議論があって、今回ゼロだったということで、UNHCRさんからは対象者の拡大というのが提案されていると言ったときに、そういった議論に加わっていない私達はその提案について意見交換をしてもというのは1つあるのですよ。ですから、最初に制度のスキームを作った人達はその提案についてどう考えるかというところがないと、噛み合った議論になっていかないのではないかと思うのです。

○中川参事官 それは、最初の制度設計をした者がまず考えるべきであるということでしょうか。

○太田委員 その人ということよりも、それぞれの省庁のほうで考えていたものが、前提条件が違っていたとか、例えば日本へ行きたいという人が多いということ想定して制度が作られたとかというのが、実際にはそうではなかったという話なので、それらを含めて、まず政府としてどういうふうにも今回のことを総括されているのかということがないとね。

○中川参事官 ですから、今、お示しできるのは、まず事務局意見というのが現在についての考え方を、これは最終意見というわけではなく、現時点での意見ということです。

今回のこの場というのは、有識者の先生の中に意見交換したいという御意見がありましたので、それを尊重させていただき、急遽、第4陣についてということで意見交換をしていただいておりますけれども、この受け入れ対象者については、一つの論点としては今後有識者会議で議論される論点だと認識をしております。そういう意味では今回、有識者の方々に政府意見如何にかかわらず議論をしていただくというのは、今回の有識者会議の意見交換の中の議題の一つといたしますか、目的の一つにはなっていると思っておりますので、決して政府内だけでこれを決めていいとは思ってはおりません。

○岩沢座長 先ほど御紹介がありましたように、積極的意見もあり、消極的意見もありということで、各基準について下のほうに書いてあるとおりでと思います。

選考基準の見直しについての考えをお聞きしようとしたのですが、今、手続について議論になっていますので、基準の話ではなく、もし、ほかにもやり方についての御意見があれば。

大森委員はどうか。中身ですか。

○大森委員 選考方法にも関連します。

やはり、せっかく日本に行く人として選考された人も、日本に来た人からの情報によって気持ちを変えてしまうということがありますので、選考条件を幾ら整えていったとしても、受け入れた後の問題をきちんと検討しておかないと、また辞退ということも、今、非常に情報は幾らでも行き交うものですから、あり得ると思うので、やはり選考する場合に、今、受け入れた人達の問題が起きたときにどういうふうに対応してくれるとか、政府は対応してくれるという情報があれば、問題があると思っても来ることを、受け入れると思いますので、切り離して考えていいのかどうかということも1つあります。

この広げていくというのは悪いことではなくて、困っている人はたくさんいるわけですし、日本は受け入れましようと言っているわけですから、広げていくということにおいては、私個人的には賛成をしておりますし、できれば選考の中に民の人間を、民のお金で決めなさいではなくて、一緒に行かせていただいて、民の視点からも見させていただく、あるいは行くのは無理でも、情報をいただきながら考えていくということにはできないものかなということを考えております。

○岩沢座長 ありがとうございます。

もし手続について、これ以上御意見がなければ、選考基準の見直しそのものの議論に移りたいと思います。項目の1、2等、論点それぞれについて検討していきたいと思っておりますが、時間がありませんので、資料3「選考基準の見直し」の「1 家族概念の拡大」「2 対象地域の拡大」「3 対象民族の拡大～カレン民族以外の受入れ」「4 その他改善策」、全てまとめて、限られた時間の中ですが、委員の方から御意見をお伺いし、事務局からもこの機会は、時間の許す限り御意見を伺いたいと思います。どの点でも結構ですが、いかがでしょうか。

○石井委員 実は、一個一個に結構メモしてきたので、全部言うと10分ぐらいになってしまうので、後でペーパーでということでしたので、概略だけをざっと言うだけ言っています。

まず選考の中で、先ほどスミスさんは余り単身者というところに広げるところにプライオリティーを置かれていなかったのですが、なおかつ、この「事務局意見」の中に、多数というのもどれぐらいかによるのですけれども「単身者多数の場合、個別支援に要する予算及び体制の確保が困難」と書かれているところが、どうしても、私、普段、難民支援をやっている中では納得がいなくて、どう見ても単身者のほうがお世話するほうは楽なのですよ。

また、それが犯罪に結び付くようなことも若干あったりもするように書いてありますが、もちろん、人数が増えれば一定レベル、それはインドシナ難民であれ、何であれ、一定数のどうしてもそういったことというのは避けられないと思うのですけれども、一般的な意味で難民というのは、外国人の中でもおそらく、私達が知る限り、犯罪というのにかかわ

る率はすごく少ないですし、ただ単なる肌感覚と言われればそれまでですけども、そこはどうしても、ここは私が腑に落ちなくて、先ほどもおっしゃった家族単位のほうが日本での受け入れがスムーズというところがどうしても実態からすると腑に落ちない。

もちろん、キャンプの難民と自力で来られた方が違うことは確かなのですが、もしそうであれば、先ほどのマレーシアのほうの話にも行ってしまいますけれども、いわゆる自力で生き延びている、マレーシアみたいな非常に苛酷なところで、つまり権利も与えられないで頑張っている方々というのは比較的、もちろん、そういう意味でも、いわゆる着いてからの統合にかかるコストという意味では普通に考えると低くなると思うのが自然かなと思います。

ただ、一方で私は、もう一つ家族のことで言えば、やはり日本に来てから普通に暮らしている難民の方々、単身で来れば日本で結婚して、それもかなり外国人同士で結婚する、難民同士で結婚するケースも多いのですけれども、この二世の人達のポテンシャルはすごく高いですね。言語が何カ国語もできたりですとか、もちろんそれは親がどう教育をしっかりやるかということ次第なので、そのインフラについての話はまた別議論ですが、どっちにしても、今、途中の10歳とか15歳で来るような子供に比べて、子供にとっても負担が少ないことはかなり確かなので、単身を含めないということがなぜそうされたのかというのは、これは次回への宿題でも構わないのですけれども、非常に気になったところです。

同様に、先ほど予算の話があったので、これが可能なかどうかというのは、ここは質問なのですけれども、例えばどうしてもキャンプを広げたりとか、いろいろなクライテリアを広げるに当たって余分な予算が要するときに、これは前から私どもはずっと言っているのですが、6カ月の日本での研修というのは本当にどうしても6カ月がいいのかというのは、日本語部分は別に置いておいたとして、集合研修を6カ月やるということが本当に必要なのか。また、都会の比較的値段も張るマンションにずっと暮らし続ける期間が長いというのがどうなのかという部分のコストについての疑問は結構あるので、そこは後の、一番最後のその他の改善のところになるのですが、そういうところも考えた上で、今、予算要求を出していらっしゃる中で、私は政府の予算のあり方がわからないのであれなのですが、全く違う、中身を変えてしまっても総額だけ確保するというのは難しいのだろうということは想定できるのですけれども、ただ、予算がないからという話で変えられないかどうかというのについては、もう少しきちんと議論を、逆に教えていただきながら、できたらと思います。

あと1個、重要なところだけ、これは実は根本先生にも若干御意見をいただきたいのですが「3 対象民族の拡大～カレン民族以外の受入れ」というところで「事務局意見」の中の5番目ですね。少数民族言語のみの話者に関して通訳人がすごく必要ということがありますが、このビルマ語が共通でないということで、本当に今回のカレンの方々が多くそうであることは現場で十分承知していますし、私は在日カレン人があんなにカレン語を話せないということを知らなかったというぐらいの事態だったので、本当にど

れぐらい、そんなに大変な民族がいるのかという、キャンプにいる方も含めて、どれぐらい各民族の言語対応が必要なのか。ビルマ語という共通語でだめなのか。そこを、もし御存知の方がいれば教えていただければと思います。

○岩沢座長 選考基準の見直しについて、1から4まで含めて、ほかの委員からも御意見を伺えればと思います。

○山田委員 時間もありませんから、細かい議論は別途作っていただきたいと思うのですが、結論だけ先に言いますと、UNHCRの提案というのは、私は考慮すべきだと思います。スミスさん達の相当頑張った話である。

事務局の意見をざっと読んだ範囲で言うと、非常に後ろ向きだ、やる気がない、やめたいのではないかと感じました。それはなぜか。お金の問題なのか、何なのか分かりませんが、やはりここまで、たった2回やったというか、3回目ですらだめだったとしても、せっかく始めたことだから、続けるほうがいいのではないかと。

もう一つ、余り日本的に考えて、来ないからといって大騒ぎしないで、来たくなければいいのではないかと。来る人がいたら入れようというぐらいの気持ちでやったらどうかと思っております。

○岩沢座長 ありがとうございます。

○法務省 先ほど中川参事官から、平成20年の閣議了解を検討した際には法務省が最終的に今の閣議了解と同等の意見を出されたと御紹介があったのですが、当時の記録によりますと、法務省の最初の意見はインドシナ難民の受け入れの、海外キャンプから来る人達の受入れ基準に準じたものであったようです。その意見では親や親族も含めたものとなっておりますが、それがその後の協議で、親族を含めた場合は、その血縁関係を確認するのは非常に困難であるとか、いろいろ意見が出まして、最終的には親も親族も落ちてきたという経緯がございました。

○岩沢座長 ありがとうございます。

○中川参事官 ありがとうございます。

すみません、法務省さんのおっしゃるほうが確かに正確でありまして、法務省さんは当初は、どうもインドシナ難民と同程度のというあたりを意見として提案されていたようなのですが、最終的に核家族になった。要するに親というものが定義の中から外れていったのですが、私が調べた限り、なぜ落ちたのかというところが資料上判明しなかったものですから、説明できませんでしたので、ああいう言い方をしましたけれども、どういうわけか、最終的に親というものが抜けていったという経過があったのは事実のようです。

そこだけ補足させていただきます。

○根本オブザーバー 根本です。

進め方に対する提案なのですけれども、予算の問題も絡んでくるのであれば、第4陣に対してどういう改革をするかということに限定した議論と、それから、第5陣以降の中期的な改革の意見に分けて話し合っていたほうがいいと思うのです。ですから、予算の絡

みがもしあるとすれば、この家族概念の拡大は問題なさそうなので、ここに絞って、この方向でいくのかどうかという意見を出し合ったらいかがでしょうか。

○岩沢座長 確かに「事務局意見」のところを見ていますと、対象地域の拡大は予算上困難とか、マレーシアの都市型難民については、同時2カ国の実施は現行予算上困難とかがあります。予算の制約も考えないといけないのですが、我々にはそこはよく分からない部分です。

○中川参事官 実際、予算要求されているのは外務省、厚労省、文化庁、それから、法務省なので、メインになるのは外務省だろうと思うのですが、それでは、デッドラインといいますか、今、予算要求をしていて、通常であればどういうスケジュールで決まるものかというのを御紹介いただいて、それも合わせながら考えていく必要があるかなと思います。

○外務省 先ほども申し上げたように、第4陣、来年の秋に来る方ということであれば、それは来年度、平成25年度の予算を使うわけです。これがまさに、今、財務省に対して要求しているという段階です。

通常の予算概算要求のプロセスというのは、これは夏、8月の終わりぐらいに要求が締め切られて、そこで財務省のほうで査定をして、12月の下旬ころまでには政府の予算案ができるわけです。今は11月の半ばですから、そろそろ12月になると方向性というか、内々の結果が出てくるわけです。そういうことですので、それが来年度の第4陣の関係の予算はそういう形で、今、ある意味で現在進行中のプロセスだということです。

他方、その次の年というのはまだ、まさにこれからのことですし、何を要求するか等々というのは、まさに来年度の予算が通常は年度内に通って、その後に具体的に考えるというか、政策的なものを加味して反映させていくということですから、それはまだ十分、いろいろと変えていく余地があるということだろうと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

○岩沢座長 他の御意見、委員の中でなければ、スミスさんが御発言を求めていますので、よろしいでしょうか。

スミスさん、どうぞ。

○UNHCR (スミス) 予算関係で1つ御質問させていただきたいのですが、もし対象地を拡大するとすると、予算的に対処しなくてはいけないというのは、2月の時点で発生する選考ミッションにかかる費用でという理解で正しいのでしょうか。

もし、通常どおりの調査でやるとして。

○岩沢座長 どうぞ。

○外務省 これは面接調査の話ですから、法務省にお答えいただく話だと思うのですが、ただ、来年の2月の面接調査というのは今年度、This fiscal yearのうちなのです。ですから、これは今年度予算の期間内の3月までですから、もう予算があるわけです。これに対し、私が前に申し上げた予算概算要求をしているというのは、来年度の予算、来年



の4月からの予算ということになります。2月の面接調査のための予算は既に確保されている今年度の予算の話です。

○UNHCR（スミス） 2つポイントがございますけれども、もし押して3月ぐらいまで後出しにするとしますが、それまでに選考ミッションがキャンプに行かれるということであれば、今年のセービングの分があると思いますので、そのセービングを使って各キャンプに御訪問いただくというのは可能なのではないのでしょうか。

追加の費用としてここで発生すると考えられるのは、特にキャンプ地に行くまでの移動にかかるコストと、それから、難民の人達をメソットにあるプロセッシングセンターに連れてくる、そのコストが追加でかかってくると思います。もちろん、必要に応じて、私どものほうでそれがどれぐらいの金額になり得るのかという概算を出させていただくことはできると思います。

私がこれから申し上げるのは、一部の関係者には、既に申し上げたかもしれませんが、少しセンシティブな話になります。IOMさんやRHQさんが行われている6カ月のオリエンテーションですとか出国前研修のことに関連することなのですが、出国前研修、そして、出国後の6カ月の研修、これらの研修はもう少し短くしてもいいのではないかと考えます。出国前研修の4週間、そして、定住支援6カ月というのは長いのではないのでしょうか。

○岩沢座長 かなり時間が少ないのですけれども、委員の方の御発言で。

○池上委員 UNHCRのスミスさんからいただいたご提言は、私が5月に現地に足を運んで聞いたこと、感じたことと大きく変わる点はございません。ですから、先ほどスミスさんがおっしゃったように、もし第三者的な調査をやったとしても、恐らくほぼ似た結論は出てくだろうと私自身は考えています。

その上で、今、幾つか申し上げたいと思うのは、対象民族の拡大をすぐさま予算の問題と結び付けなくてもいいのではないかとということです。つまり、先ほど石井さんから根本先生に向けられた質問とも関連するのですけれども、もしカレン語で対応するということで了解してくれるのだったら、カレン族に限らなくていいですよという選択肢もあり得るのではないかと考えています。

ただ、実際、それではカレン以外の人達がどの程度、カレン語での対応に手を上げるかどうか分からないのですけれども、私自身は民族で区切るところに人類学者として非常に違和感を持ちます。自分の努力によってカレン語を学ぶということは可能なことなので、また、特にメーラなどのように、カレンの多いところであれば、カレン語をある程度使う人というのはカレン族以外でもいるだろうと十分に推測ができます。

こちらの予算の兼ね合いでカレン語でしか対応できないという前提で、それでもカレン以外でもオーケーですよと広げるのは予算的には負担にならないことなので、それが可能なかどうかということです。実際、キャンプに入って話を聞いたときにも、カレン族への限定ということに対して、キャンプのしかるべきリーダーも含め、たくさんの人達から疑問の言葉を聞いた。有識者会議のメンバーとして、それをこの場でも発表したいと思い

ます。

もう一点だけ、家族概念の拡大ということについては、私自身もこれは十分に検討すべきことであろうと考えます。単身者の持つ可能性について、私もとても積極的に考えています。理由については石井さんがおっしゃられたので、ここでは繰り返しません。

もう一つ、これはすごくアジア的な家族観ということになってくるのですけれども、扶養の対象となるような親と一緒に過ごしたい気持ちというのは、恐らく欧米の人達が持つ家族観とはかなりアジアの人達は、日本も含めてそうですが、違うだろうと思っています。中には生活保護等の対象になるような親が出てくるのかもしれないけれども、そこで可能性を開くことで十分に働く意欲と能力を持った人達が日本にやってくる可能性は高いだろうと思いますので、私自身は家族構成の緩和や家族統合、単身者に対して道を開くことは十分、積極的に検討すべきことであろうと考えています。

○中井委員　先ほど言われたように、4年度目と5年度目、分けて、かつ並行して議論していくべきだと思います。現実的に、今、UNHCRから説明いただいたタイムテーブルを見て考えますと、予算のことも頭を砕けられてしまったのですけれども、それは置くとしても、このタイムテーブルから非常に現実的に考えると、家族の概念の拡大の中で挙げておられる再統合というところが一番現実的に、今の閣議了解の家族の枠は、第4回につきましては維持しつつ、単身者を含む再統合のあたりから広げて、拡大していくのが現実的なのではないかと思います。

後に再統合の可能性があるということで募集するということは、確かにかなり魅力のあることでしょうし、パイロットケースという枠の中で行う事業としては、どういう人達が手を挙げてくるかというサンプルをとる上でも非常に経験になると思いますので、それはそれで第4度目、再統合というところだけに拡大して、さらに、今、おっしゃったような、専門家がおられますので、どの民族にどういう形で拡大していくのか、ミャンマーの情勢もロヒンギャなどは非常に不安定になっていますので、そのあたりも見つつ、5年度目に向けて並行して考えていくのがいいのではないかと、現実的なのではないかと思っております。

○IOM(橋本)　今、数名の委員の方からも御指摘があったスケジュールのことなのですが、オリバーさんからもありました通り、当初予定されていなかった6月の面接があたかも所与のものとなっています。私は、この事業に2008年度からかわらせていただいておりますけれども、当初、内閣官房の方々、外務省、法務省、UNHCR、そして、IOMと合意をさせていただいた「年間スケジュール」というのがございます。これはおそらく内閣官房の方が持っていらっしゃると思いますので、ぜひ事務局の方に配布をお願いしたいと思います。皆様にぜひ思い出していただきたいのは、実は当初のスケジュールでは、10月の上旬にはUNHCRの方々から最低60名の候補者の提出が日本政府にされる。それに基づいて、12月の上旬に法務省の方々が面接対象者を決定する。その後、2月の上旬に面接調査が行われる、というものでした。

なぜ、このように割に前倒しになっているかと申しますと、日本の予算年度に基づいて9月の末までには難民の方が一斉に来日しなければならない、そこに持っていくためには、4月の上旬には必ず健康診断をする必要があります。なぜ4月の上旬かという、難民の方々は感染症などいろいろな問題がある方がいらっしゃる、健康の問題だけではねられることがないように、若干の治療をもってすれば日本に来ることができる方々も受け入れるために、治療のための時間を確保するために、健康診断から入国までに6カ月を設けさせていただいております。

それから、オリバーさんから説明がありましたとおり、辞退者が出るであろうというのも2008年、2009年度のときに、既に私達IOM、UNHCRの方も予想はしておりました。ですから、辞退者が出ても、敗者復活戦というか、補欠候補者からさらにもう少し来日者を募られるようにするためには、やはりどうしても4月の段階では健康診断をしている必要がある。当初のスケジュールというのは、そういう9月の末までの来日から全て逆算して考えられた結構緻密なスケジュールで、繰り返しになりますがそれはUNHCRの方、日本政府の方とも文書で合意をいただいております。

正直申し上げて、今年度のスケジュールというのは、現場で働いているIOM職員としてすごくきつかったです。これがまた来年度も続く、要するに6月の面接ミッションが所与のものとなるのは、はっきり申し上げて、IOMとしてきついということだけではなくて、難民の方々にもとてもきついのだろーと思えます。今年は難民キャンプを出る1週間前に「来日が決まりました」という結果が難民に通達されましたが、言い方がきつかったら恐縮なのですが、それは人道的な観点からも、例えば御家族の方ときちっとさようならをいう時間が無いという意味でも、難民の方々にとってもちょっと厳しかったのではないかと思います。

残念ながら、恐らく来年度も様々なことが起きると思えます。そういった不測の事態に対応するためにも、「のりしろ」というのか遊びの部分を残すためには、やはり2月の面接調査という当初のスケジュールに戻していただいたほうが、この日本政府のプログラムが成功になるのではないかとというのが、私どもIOMが推奨するところです。

○岩沢座長 ありがとうございます。

時間が大分超過してしまいましたが、もう終了にさせていただきたいと思えます。

今後の進め方なのですが、第4陣について選考基準を見直すと思えますと、本当に時間の制約がありまして、急がなくてははいけません。それから、資料にありましたように、事務局のほうでも現在検討中で、積極的意見、消極的意見があるようですので、その検討に参考にしていただくという意味でも、先ほど申し上げましたように、各委員に書面で意見を事務局のほうに提出していただく。意見照会に回答していただくという形で、この4つの選考基準の問題について、それぞれの委員から御意見をいただきたいということで進めさせていただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

その後、12月に2回ほど会議が予定されておりますが、選考基準の見直しについて、こ

の会議として、さらにどういう形で議論を深めていくかということにつきましては、事務局と相談させていただいて、考えさせていただきたいと思います。

そのような進め方でよろしいでしょうか。

(有識者委員、了承)

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、次回の予定について、事務局からお願いします。

○中川参事官 次回は12月5日水曜日、また午後4時からでございます。場所は前回までと同様の5階の特別会議室です。

次回は予定どおり、難民あるいは難民支援団体からのヒアリングを予定しておりますが、今回の議題も恐らく継続になるかと思えます。

さらに、予備として決定をしております12月19日も開催をさせていただきたいと思っておりますので、すみません、予定のほうを空けていただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○岩沢座長 本日はどうもありがとうございました。